

規制改革推進会議 第8回

地域活性化・人手不足対応
ワーキング・グループ

2026年4月14日（火） 17:00～19:00



本資料内に、農地集約化の取組における、
土地所有者の事例等をご紹介しますが、

- ・匿名性を担保するために一部表現を変更していること
- ・所有者意向を尊重せずに農地集約を進める意図はないこと

をご留意ください。

農地集約における所有者と合意に至らなかった事例

3事例を基に事例を列挙する。1件合意に至らない農地があると、大規模農地集約は影響を受ける。

Case1:都市近郊における5haの農地集約を目指した事例

目的：5haの開園に必要となる、1.5-2ha程度の区画を3つ取得することを目指した。

取組：20ha程度の地区で、遊休農地化はしていないが耕作が為されていない区画に対し、農業委員会の協力の基、意向調査を行った。

結果：複数の所有者と合意に至らず、0.5-1ha程度の区画を3つ取得することとなった。

所有者の懸案例：地価高騰への期待、大規模生産への嫌悪感、設備設置への忌避感、近隣居住者への配慮

Case2:中山間地域における10haの農地集約を目指した事例

目的：10haの開園に必要となる、5ha程度の区画を2つ取得することを目指した。

取組：40ha程度の地区で、現状耕作は為されているが、耕作者の離農が決まっている区域に対し、意向調査を行った。

結果：複数の所有者と合意に至らず、3ha程度の区画を4つ取得することとなった。

所有者の懸案例：農業外利用の継続、将来の相続者利用、契約手続の手間、他の利用意向への期待

Case3:地方部における10haの農地集約を目指した事例

目的：10haの開園に必要となる、5ha程度の区画を2つ取得することを目指した。

取組：30ha程度の地区内において、遊休農地化している15haの農地を対象に、意向調査を行った。

結果：複数の所有者と合意に至らず、4ha程度の区画を2つ取得することとなった。

所有者の懸案例：対人恐怖、非現実的な賃料要求、非当事者からの不安（不審および当事者不在）、契約年数への反発（単年契約希望）

事例の傾向と対策

事例は当然個別の事情に基づくものであるが、以下の傾向が共通している。

1. 積極的な耕作が為されていない/為されづらい農地であること
 - ・遊休農地（耕作放棄地）や保全管理のみ行っている農地である
 - ・単体で見ると使い勝手の悪い農地も多い（形状、接道等）
2. 意思決定者が農地の耕作や管理の当事者でないこと
 - ・意思決定者にとって農業は身近でない。
 - ・管理はコストを払えば実施できるが、コストを発生させるメリットがない。
3. 農村力学の範囲外にいること
 - ・農業者の知り合いもいない（地区外居住者も多い）
 - ・地域会合等へ参加していないため、批判を浴びることはない。

➡ **相続および就農人口の減少を踏まえると当然の傾向であり、所有者個人の問題ではないと考慮。
所有者に担い手への貸借を促す制度の周知と継続的なフォローアップが重要だと考える。**

農水省による遊休農地の対応へのご提言

本措置に対し、現況把握および意向調査後の改善の働きかけが重要だと考える。

遊休農地への措置として効果は期待できるが、以下の点の補強が必要ではないか。

①現況把握

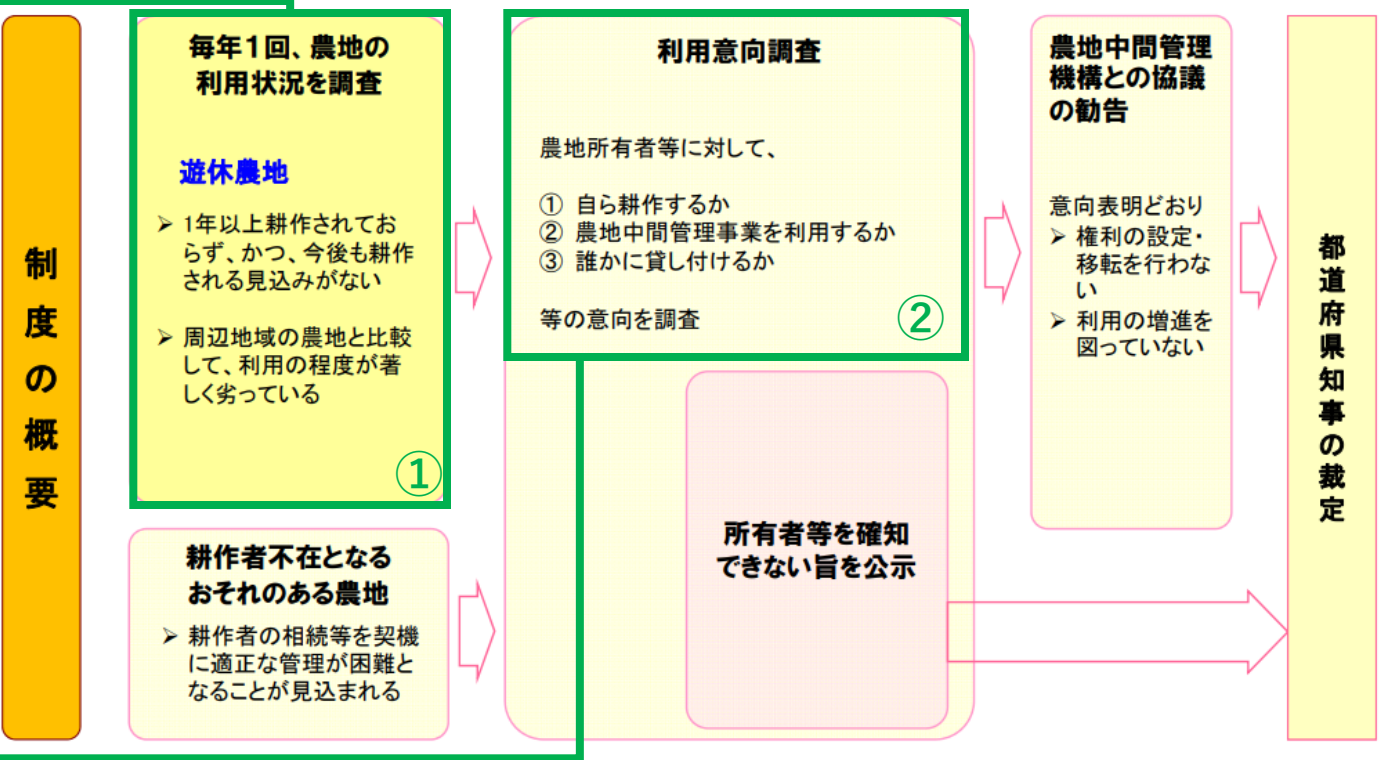
- ・ 属人化/ローカライズの無い判断基準の設定
「1年以上耕作されていない」、
「今後も耕作される見込みがない」を、
どう農業委員会が迷わず判断できるか。
※本項目は運用面のため本会議では割愛。

②改善の働きかけ

- ・ 遊休農地解消へのボトルネックの改善
勧告→裁定は重要だが、前頁の課題を踏まえ、
「所有者への意識付け」および
「担い手の継続的な搜索」が必要ではないか。

農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に都道府県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合)については、公示手続で対応。



②改善の働きかけに対する補足資料

所有者個人の努力に期待するのではなく、自治体からのフォローアップを期待する。

課題感

土地所有者は今後一層農業は疎遠なものになっていくと思慮。

伴って、前頁の利用意向調査の回答項目において

- ①自ら耕作する
- ②農地中間管理事業を利用する
- ③誰かに貸し付ける

のうち、特に①、③は、土地所有者の意向は尊重すべきだが、土地所有者自体が継続して実施していくことが難しい回答項目だと考える。

また、回答後、経過観察の期間を設けた後も実態が改善されない場合や、①の回答者が保全管理のみを実施しており貸借を拒絶する事例等もあるため、土地所有者の営農継続や担い手搜索に課題があると推測される場合に、地域/自治体によるフォローアップが必要だと考える。

対策案

遊休農地化してしまっている土地所有者に対する利用交渉が、当事者間（農業委員会含む）で完結してしまっていることが課題であることを前提に、

- ・当事者外に相談窓口を設け、橋渡しを頂くこと
（所有者への制度面の周知および担い手搜索の実施）
- ・そのうえで、勧告/裁定の実施にあたり、躊躇する事項の解消
（地域事情を加味した勧告実施へのハードルの解消）

を実施頂くことを期待する。

なお、相談窓口の設置先については、農地の集積/集約を担う中間管理機構および制度面からの実施ハードルを解消できる農水省等が望ましいと考える。